

本発表の目的は、デイヴィッド・ヒューム(David Hume, 1711-76)が『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature*, 1739-40)のなかで規範性の出来する過程をどのように説明できるのか、その理路を解明するところにある。

『人間本性論』の最後で、ヒュームは、自らの研究を解剖学者のそれに擬えている。対象を美しく描き出そうとする画家とは違って、解剖学者は、人体が実際にどのような機構を備えており、どのように作動しているのかを精確に記述しようとする。それと同じように、『人間本性論』での論究の目指すところは、わたしたちの精神の持つ本性的構造とその実際の働きとの描写にある、と。このような言明だけを見れば、ヒュームは、わたしたちの精神が現にどのような仕方で働いているのか、その事実的過程を記述する心理学的探究のみを行っているように思われる。

とはいえ、ヒュームは、『人間本性論』で、単に記述的な主張をしているだけではない。たとえば、ヒュームが第一巻の結論部で述べるところによれば、わたしたちは、自らの探究の道案内として、迷信ではなく科学的知見を選ぶべきである。あるいは、ヒュームは、第一巻第三部第十五節で列挙する八つの一般的規則を、原因と結果を判定するさいに用いるべき諸規則として導入している。このように、ヒュームは、わたしたちはどのように振舞うべきであるのかについての、規範的主張を行ってのものである。

それでは、規範性を備えた当の言明を、ヒュームはどのようにして導き出しているのだろうか。ヒュームによると、たとえば、因果に関わる八つの一般的規則は、わたしたちの知性の持つ本性と、わたしたちが対象にかんして形成する判断のなかでの知性の作用についての経験とに基づいて、形成される。すなわち、ヒュームは、従うべき規範としての諸規則を、一定の経験的事実に依拠して打ち立てようとしている。

しかしながら、このような立論に対しては、次のような疑問を投げかけられるかもしれない。一部の研究者たちの言うところに従えば、ヒュームは、「である」から「べきである」は導き出せないという、いわゆる「ヒュームの法則」を主張している。この理解に照らすと、ヒュームは、自らがその不可能性を主張しているはずの仕方で、前述したような規範的主張を導出しているように見える。それでは、規範性を含むヒュームの諸言明は、かれの体系の不整合を示す証拠であるのか。あるいは、それらの主張は、ヒュームの枠組みのなかでは説明不可能なたんなる前提にすぎないのであろうか。

本発表では、道徳にかんするヒュームの論究に依拠して、ヒュームが規範性を導出する過程を再構成し、ヒュームの立ち位置から規範性の起源を析出させる。そのために、まず、事実から規範への移行の不可能性を主張しているとされる文言の意味をヒュームの枠組みに内在的に検討する。そのうえで、価値的判断を一定の感情と同定するヒュームにあって、規範的判断のための客観的基準がどこに存するのかを、「一般的観点」(*general point of view*)についての議論に依拠して明らかにする。しかし、それだけでは、なぜ一般的観点が規範性を持つのかはいまだ解明できていない。そこで、規範性の源泉を「反省的承認」(*reflective endorsement*)に求めるクリスティーン・コースガードのヒューム解釈を参照しながら、一般的観点からの判断が規範的になるその機構を浮き彫りにしたい。